4　前事業年度に租税特別措置法第62条第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合又は前連結事業年度に同法第68条の67第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、「同上のうち土地譲渡税額及び連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」の欄には、前事業年度の別表一（一）「10」の外書の金額若しくは別表一（三）「8」の外書の金額又は前連結事業年度の別表一の二（一）「10」の外書の金額のうち当該普通法人に帰せられる金額若しくは別表一の二（三）「8」の外書の金額のうち当該普通法人に帰せられる金額を加えた金額を記載すること。

附　則

1　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　別表九㈠の改正規定及び附則第三項の規定　公布の日

二　別表十㈢の記載要領第一号の改正規定　平成二十四年四月一日又は特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第　号）の施行の日のいずれか遅い日

2　別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則（次項において「新規則」という。）の規定は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の平成二十四年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3　新規則別表九㈠の書式は、この省令の公布の日以後に確定申告書等（法人税法第七十一条第一項（中間申告）の規定による申告書をいう。以下この項において同じ。）及び連結確定申告書等（同法第八十一条の十九第一項（連結中間申告）の規定による申告書で同法第八十一条の二十第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載したもの及び同法第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書をいう。以下この項において同じ。）の提出期限が到来する法人税について適用し、同日前に確定申告書等及び連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

○財務省令第九号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第七号及び第十一条の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月二十五日

財務大臣　安住　淳

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「租税特別措置法」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この条において「平成二十三年十二月改正法」という。）第十九条の規定による改正前の租税特別措置法」に、「以下「措置法」を「以下この条において「平成二十三年十二月改正法」という。）第十九条の規定による改正前の租税特別措置法」に改め、同条第二百十七号を同条第二百三十五号とし、同条第二百十二号から第二百十六号までを十八号ずつ繰り下げ、同条第二百十一号中「措置法」を「平成二十三年十二月旧措置法」に改め、同号を同条第二百二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百二十九　措置法第六十八条の百第一項の規定　その連結事業年度の連結所得の金額

第二条第二百十号を同条第二百二十七号とし、同条第二百九号中「措置法」を「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法」に改め、「いう」の下に「。次号において同じ」を加え、同号を同条第二百二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百二十六　措置法第六十八条の九十六第一項（特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第十条第十四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が支出した措置法第六十八条の九十六第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の額

第二条第二百八号を同条第二百二十四号とし、同条第百七十三号から第二百七号までを十六号ずつ繰り下げ、同条第百七十二号を削り、同条第百七十一号を同条第百八十八号とし、同条第百六十七号から第百七十号までを七号ずつ繰り下げ、同条第百六十六号中「措置法」を「平成二十三年十二月旧措置法」に改め、同号を同条第百八十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

百八十三　措置法第六十八条の五十九第三項の規定　同項の規定により読み替えて適用する法人税法第五十二条第二項に規定する百分の百十二に相当する金額

第二条第百六十五号を同条第百八十一号とし、同条第百六十四号中「措置法」を「平成二十三年十二月旧措置法」に改め、同号を同条第百七十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百八十　措置法第六十八条の五十八第一項又は第九項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

第二条第百六十三号を同条第百七十八号とし、同条第百五十八号から第百六十二号までを十五号ずつ繰り下げ、同条第百五十七号中「措置法」を「平成二十三年十二月旧措置法」に改め、同号を同条第百七十二号とし、同条第百五十六号を同条第百七十一号とし、同条第百三十五号から第百五十五号までを十五号ずつ繰り下げ、同条第百三十四号中「措置法」を「平成二十三年十二月旧措置法」に改め、同号の次に次の一号を加える。

百四十九　措置法第六十八条の二十五第一項又は第二項の規定　これらの規定に規定する特別償却限度額

第二条第百三十三号を同条第百四十七号とし、同条第百三十二号を同条第百四十六号とし、同条第百三十一号を同条第百四十五号とし、同条第百三十号中「措置法」を「平成二十三年十二月旧措置法」に改め、同号を同条第百四十四号とし、同条第百二十九号中「措置法」を「平成二十三年十二月旧措置法」に改め、同号を同条第百四十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

百四十三　措置法第六十八条の二十第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第百二十八号を同条第百四十一号とし、同条第百二十七号から第百二十九号までを十三号ずつ繰り下げ、同条第百十九号中「措置法第六十八条の十二第一項から」を「平成二十三年十二月旧措置法第六十八条の十二第一項から」に改め、同号イ及びロ中「措置法」を「平成二十三年十二月旧措置法」に改め、同号を同条第百三十二号とし、同条第百十八号を同条第百三十一号とし、同条第百十七号中「措置法第六十八条の十の二第一項から」を「平成二十三年十二月旧措置法第六十八条の十の二第一項から」に改め、同号イ及びロ中「措置法」を「平成二十三年十二月旧措置法」に改め、同号の次に次の一号を加える。

百三十　措置法第六十八条の十第一項から第三項までの規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第六十八条の十第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第六十八条の十第二項又は第三項の規定　これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（措置法第六十八条の十五の三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第百十六号中「措置法第六十八条の十第一項から」を「平成二十三年十二月旧措置法第六十八条の十第一項から」に改め、同号イ中「措置法」を「平成二十三年十二月旧措置法第六十八条の十第二項」に、「措置法第六十八条の十五の三第一項」を「平成二十三年十二月改正法附則第八十八条第一項の規定により読み替えられた措置法第六十八条の十五の三第一項」に改め、同号を同条第百二十八号とし、同条第百十五号を同条第百二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。